

## 第7回熱中症対策推進会議 議事録

1. 日時：

令和6年7月23日（火）16時30分～17時00分

2. 場所：

環境省・省議室

3. 出席者：

議長 環境大臣 伊藤 信太郎

副議長 環境副大臣 滝沢 求

熱中症対策推進会議構成員

内閣府	大臣官房審議官（防災担当） （代理：内閣府政策統括官（防災担当）付 参 事官（普及啓発・連携担当）付 企画官）	西澤 雅道
内閣府	内閣府孤独・孤立対策推進室長	江浪 武志
こども家庭庁	成育局長 （代理：こども家庭庁成育局安全対策課長）	近藤 裕行
総務省消防庁	審議官	鳥井 陽一
文部科学省	総合教育政策局長	茂里 毅
厚生労働省	健康・生活衛生局長 （代理：厚生労働省健康・生活衛生局健康課長）	山本 英紀
農林水産省	大臣官房生産振興審議官	佐藤 紳
経済産業省	大臣官房技術総括・保安審議官	湯本 啓市
国土交通省	総合政策局長 （代理：国土交通省総合政策局環境政策課長）	清水 充
観光庁	審議官 （代理：観光庁観光産業課旅行業務適正化指導 室長）	貴田 晋
気象庁	大気海洋部長	室井 ちあし
環境省	大臣官房環境保健部長	前田 光哉

司会 環境省 大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田 翔

4. 議事：

1. 開会

## 2. 議事

- (1) 熱中症対策推進会議の開催について
- (2) 令和6年夏の天候の見通し（気象庁）
- (3) 全体的な取組状況の概要及び環境省の取組について（環境省）
- (4) 全国の熱中症による救急搬送状況（総務省消防庁）
- (5) 関係府省庁による今夏の取組について
- (6) その他

## 3. 閉会

## 5. 配付資料：

資料1	「熱中症対策推進会議の開催について」改定(案)
資料2	令和6年夏の気温の特徴(気象庁資料)
資料3-1	関係府省庁の取組について
資料3-2	令和6年夏に向けた環境省の取組
資料4	熱中症による救急搬送状況(総務省消防庁資料)
資料5-1	内閣府の取組
資料5-2	文部科学省の取組
資料5-3	農林水産省の取組
資料5-4	経済産業省の取組
資料5-5	国土交通省の取組

## 6. 議事録

### 1. 開会

(伊藤大臣)

環境大臣の伊藤信太郎です。会議の開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。気候変動問題は、人類や全ての生き物にとってまさに生存基盤を揺るがす「気候危機」ともいわれる状況だと思えます。気候変動の影響によって、国内の熱中症死亡者数も増加傾向が続いておりまして、政府一丸となって対策を講じていく必要があります。

先週以降、各地で梅雨明けが発表されておりまして、また多くの小中学校が夏休みに入るなど、これから夏本番でございます。今後厳しい暑さが続く見込みでもございまして、熱中症の発生に一層厳重に警戒すべき時期となります。

熱中症は、ある意味では予防できる疾患でございますので、本日の会議では、関係府省庁の「熱中症予防強化キャンペーン」の取組状況などを確認して、国民の命を熱中症から守るための政府の体制に万全を期したいと思えます。

関係府省庁の皆様におかれては、熱中症による死亡者数の半減という政府の実行計画の目標達成に向けた一層の連携のため、御議論のほど、よろしくお願い致します。それでは、失礼いたします。

（司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田）

それでは、本日司会を務めさせていただきます、環境省環境保健部企画課熱中症対策室長の永田でございます。以後、座って失礼いたします。

本日の御参加の皆様につきましては、代理で御出席されている方もいらっしゃいますが、事前に配布させていただいております委員名簿の配布にて御紹介は省略をさせていただきたいと思っております。

また、資料につきましては、席上に配布をさせていただいております。落丁等ございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、議事（１）に入りたいと思っております。報道関係者の皆様の頭撮り撮影につきましてはここまでとさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。御協力よろしくお願いいたします。

## 議事（１）

### 資料１

（司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田）

まず議事（１）「熱中症対策推進会議の開催について」の改定(案)について、組織名の変更、平仄の統一のため、所要の改定を行うことといたします。内容は資料１のとおりでございますが、詳細の説明につきましては省略させていただきます。

## 議事（２）

（司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田）

次に、議事（２）「令和６年夏の天候の見通し」について、気象庁様から説明をお願いします。

### 資料２

（気象庁）

気象庁でございます。よろしくお願い致します。それでは、資料２に基づきまして説明させていただきます。まず、これまでの、今月、7月の天候の状況につきまして1ページ目を御覧ください。今月は7月21日までの統計でございますが、気温は全国的に高い日が多くなってございます。右側の地図の1番上を見ていただきましても、平均気温が全国的に暖色プラスでございますけれども、特に北海道、東日本の太平洋側の平年差がかなり大きくなってございます。1番下の日

照時間を見ましても、7月、太平洋高気圧の張り出しが強い時期がございました関係で、日照時間も平年特に太平洋側で多くなっておりまして、それに対応して平均気温の方も高い状態でございます。

続いて2ページ目でございますけれども、今後、向こう1か月の天候の見通しでございますけれども、1番左側、平均気温の見通しにつきまして、全国的に高くなる見込みでございます。その原因でございますけれども、地球温暖化の影響によりまして、大気全体の気温がかなり高くなっていることに加えまして、今年は一ニニャ現象の発生を予想しております。一ニニャ現象が発生いたしますと、太平洋高気圧の勢力がさらに強く、日本に対して大きく張り出した天候が続き、気温が上がりやすいと予想しておりまして、全国的に気温が高いという予測をしております。

最後に4ページ目でございます。熱中症警戒アラートにつきましては、今シーズンも気象庁と環境省とで合同で発表を行っております。今申し上げましたように、今年の夏も暑い日が続くと予想されますので、しっかり普及啓発についても連携をして取り組んでいきたいと思っております。気象庁からは以上でございます。

(司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田)  
ありがとうございました。

### 議事(3)

(司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田)  
続いて、議事(3)全体的な取組状況の概要及び環境省の取組につきまして、環境省より御説明いたします。

#### 資料3-1 関係府省庁の取組について

(環境省大臣官房環境保健部長 前田)  
環境省環境保健部長の前田と申します。資料3-1、2ページを御覧ください。政府では、「熱中症対策実行計画」に基づき、関係府省庁連携の下、「熱中症予防強化キャンペーン」を2024年4月から9月までの期間で実施しております。関係府省庁ではこれまでに、①事務連絡の発出、②リーフレットの作成、③関係府省庁のそれぞれのルートを活用した周知、④政府広報オンラインを通じた情報発信などを行っております。今後も引き続き、政府一体となって、効果的な熱中症予防の普及啓発を行ってまいります。

#### 資料3-2 令和6年夏に向けた環境省の取組

資料3-2、令和6年夏に向けた環境省の取組についてでございます。

まず、環境省では、本年4月に環境省組織規則を改正し、環境保健部企画課に熱中症対策室を設置しました。本日、司会の永田が初代室長でございます。以後、よろしくお願いいたします。

6ページを御覧ください。改正気候変動適応法が、本年4月に全面施行となり、環境省では、主に4点に取り組んでございます。

1点目として、環境省では、今年度から新たに熱中症特別警戒情報の運用を開始しております。本日まで一度も発表する事態にはなっておりませんが、都道府県との伝達訓練等を行い準備を進めています。なお、熱中症警戒アラートは、昨年度同時期が195回ということでございますが、現在までに延べ約2倍、363回の発表実績となっており、国民にとって重要な情報として、引き続き、しっかりと運用してまいります。

2点目として、独立行政法人環境再生保全機構において、地域における熱中症対策推進のための地方公共団体職員向けの研修を実施し、これまでに約1,100人が参加しています。

7、8、9ページをご覧ください。

3点目として、クーリングシェルターに関する取組でございます。市区町村によるクーリングシェルターの指定状況について、環境省熱中症予防情報サイトで、リンク集を公開しております。7月1日時点で、クーリングシェルターを指定済みの市区町村数は、前回調査の5倍以上の710、施設数は前回調査の2倍以上の約11,000に増加しています。今後も、先ほどの研修や実施自治体の事例の横展開などを行いまして、市区町村を支援していきます。

10、11ページをご覧ください。

4点目として、普及啓発の取組についてです。環境省サイトやSNSによる情報発信では、非常に多くのページビュー数や登録者数などがおり、現在、7日間連続の集中した情報発信を行っております。また、高齢者の利用率が高いラジオを通じた普及啓発や、企業・団体と連携した各種の取組を積極的に行っております。環境省からの説明は以上でございます。

(司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田)  
ありがとうございました。

議事(4)

(司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田)  
続きまして、議事(4)「全国の熱中症による救急搬送状況」について、総務省消防庁様より御説明をお願いいたします。

#### 資料4

(総務省消防庁)

総務省消防庁でございます。資料4を御覧ください。

消防庁では、毎年、5月から9月まで、全国の消防本部を対象に熱中症による救急搬送に関する調査を行っておりますので、最新の状況でございます。

熱中症による救急搬送人員は7月15日から7月21日の週の速報値で9,078人と急増しており、平成20年の調査開始以降、年間の累計で2番目に多かった昨年の同時期を3,000人以上上回っております。

2枚目を御覧ください。

熱中症による救急搬送人員の年次推移でございます。

1番右側が本年度で、7月21日までの速報値で34,547人となっております。7月下旬の10日間の数字が入っていない段階でございますので、例年に比べてもかなり多い状況と言えると考えております。

3枚目をご覧ください。

今年度の搬送人員について、年齢区分、傷病程度、発生場所別に分類したものでございます。左の年齢区分別を見ますと、高齢者の方が全体の6割、傷病程度別では、入院加療を要する中等症以上の方が3分の1。右の発生場所別を見ますと、住居や道路、屋外の公衆の場所の順となっております。

全国の熱中症による救急搬送状況についての説明は以上でございます。

4枚目をご覧ください。

これは消防庁の取組ということでございますが、熱中症予防啓発ポスターや熱中症対策リーフレットのほか、全国の消防本部が独自で行っております取組事例集等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載しております。都道府県や消防本部に対しましては、2番目ですけれども、これらのコンテンツも活用いただいて、住民の皆様に対して引き続き積極的な予防啓発を行っていただきたいこと、それから、熱中症傷病者が多数発生した際に予測される救急需要の逼迫にも対応できるよう、予備車等を活用した出動体制の確保、住民の皆様への救急車の適時・適切な利用の呼び掛け等も併せて行っていただきたいことなどについて依頼をし、3番目、加えて、今般の気候変動適応法の改正を受けまして、熱中症特別警戒情報が発表された場合にも、住民の皆様に対する効果的な注意喚起に努めていただきたいこと、関係部局が連携して熱中症対策の取組を進めていただくことなどについて、改めて依頼したところでございます。消防庁といた

しましては、引き続き、都道府県や消防本部と連携しながら、熱中症対策実行計画に基づく取組を進めてまいります。以上でございます。

（司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田）  
ありがとうございました。

## 議事（5）

（司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田）  
続いて、資料5に基づきまして、関係省庁よりそれぞれ説明をいただきます。  
参加者名簿の記載の順に、まず、内閣府防災担当者様、どうぞよろしくお願いいたします。

### 資料5

（内閣府防災担当）

内閣府防災でございます。資料は特にございませませんが、内閣府防災より、自然災害が発生した際の熱中症対策として、避難生活や片づけ作業における熱中症対策に関するリーフレットがございまして、その周知啓発の実施。それから、避難時の生活環境確保のために、災害時の避難所における冷房機器の普及・促進、大規模災害が発生した際の被災地のプッシュ型支援でございますけども、飲料・食料などに加え、熱中症対策に必要な冷房機器の支援の実施などに取り組んでいるところです。

とりわけ災害においては、慣れない環境や作業で被災住民やボランティアの方々の熱中症のリスクが高まります。すでに災害が発生し、対応に追われている方がいらっしゃると思いますが、私どもといたしましては、引き続き、環境省をはじめ関係府省庁と連携し、災害時における熱中症予防について周知・啓発に取り組んでまいります。以上でございます。

（内閣府孤独・孤立対策推進室）

内閣府孤独・孤立対策推進室でございます。孤独・孤立対策推進法に基づき、本年6月に決定をした孤独・孤立対策重点計画に、「地域における包括的支援体制等の推進」に関する関係府省庁の具体的な取組の一つとして、「地域における効果的な熱中症予防対策の推進」を盛り込んでおります。

また、熱中症対策に関しては、都道府県及び市町村の孤独・孤立対策担当宛てに、熱中症対策関係部局との情報共有や対策の連携等を図るべく取組を進めるよう依頼するとともに、孤独・孤立対策を取り組むNPO等支援団体、企業など578の団体から構成される孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム宛てに、熱中症対策についての御理解と御協力をお願いしております。以上でございます。

(こども家庭庁)

こども家庭庁でございます。資料はございませんが、当庁の取組につきまして2点でございます。1点目はこどもの事故防止ハンドブック等を通じた注意喚起、普及啓発になります。これは当庁ホームページ、それから、SNSを活用して注意喚起を図ったほか、令和6年7月半ばに実施いたしましたこどもの事故防止週間に合わせまして、関係省庁との協力の下に、こどもの熱中症に関する情報が取得できるポータルサイトを開設し、こどもの特性や行動を踏まえた予防方法や対処方法について主に取り組んでまいりました。

それから2点目でございますが、教育・保育施設等における熱中症対策でございます。本年5月31日、保育所等における送迎用バスの置き去り防止策を含めた熱中症対策の徹底につきまして各自治体に通知をしたところでございます。今後も引き続きこどもの安心・安全を守る観点から熱中症対策に取り組んでまいります。

(文部科学省)

文部科学省でございます。4ページを御覧いただければと思います。文部科学省とスポーツ庁は連携して、毎年暑くなる前の時期から熱中症対策の取組をスタートしているところでございます。今年の4月には、学校における熱中症対策チェックリストを新たに作成いたしました。学校教育活動等において対策に万全を期していただくよう、各教育委員会等へ通知したところでございます。また、スポーツの場における取組も重要と考えてございます。室伏長官によるスポーツ活動における熱中症対策の啓発動画等を作成し、周知を図るとともに、各都道府県等の学校や体育担当や各競技団体等に対して、熱中症事故防止にしっかり取り組んでいただきたいことを要請しているところでございます。

引き続き、ハード、ソフトの両面から必要な対策を推進してまいりたいと思いません。以上であります。

(厚生労働省)

厚生労働省でございます。口頭で御説明させていただきます。厚生労働省におきましては、高齢者施設や医療機関、薬局などの関係団体を通じて注意喚起を行うとともに、地方公共団体に対しまして、熱中症の予防に関する周知について協力依頼を行っているところであります。その際、一般の方向けのものだけではなく、障害のある方など特に配慮が必要な方については、関係省庁とも連携して熱中症予防のリーフレットを作成するなどして普及啓発等に取り組んでいるところであります。また、SNS等を通じて、熱中症キャンペーン対象期間中は、隔週でメッセージを変えながら注意喚起をさせていただいてるところであります。加

えまして、労働分野におきましては、職場における熱中症対策ということで、ポータルサイトの設置、拡充を行ってきておりまして、今年度も引き続き、暑さ指数を活用した熱中症対策の好事例等の充実を図っているところでございます。また、5月から9月に熱中症クールワークキャンペーンを実施しておりまして、労働局や労働基準監督署が事業所を訪問する際に、リーフレットの配布や説明会の開催等の取組を進めているところでございます。以上でございます。

（農林水産省）

農林水産省でございます。資料6ページをお願いいたします。

1点目、情報提供でございますけれども、農水省では、消防庁さんが公表する熱中症に関する救急搬送人数調査のうち、農林水産業に関連する部分を、毎週ホームページで公表するということをしております。また、梅雨明け後の急激な気温上昇に備えまして、農業団体などの関係機関に対しまして、農業者への注意喚起を行うように7月10日付で通知を発出しております。

また、全国展開されているホームセンターとコラボをいたしまして、熱中症対策グッズの売り場でのポスターページとデジタルサイネージによりまして注意喚起等も行っておりましてあります。それから、理解増進でございますけれども、熱中症対策の理解増進を図るため、今年度は5月から7月を熱中症対策研修実施強化期間と設定いたしまして、地域の関係機関におきまして、当省が作成した研究研修テキストを使用して熱中症対策研修の集中的な実施に取り組んでいただいております。

また、体制づくりでございますけれども、熱中症特別警戒情報発表時に現場関係者が迅速に活動できるよう手引きを作成いたしまして、地方自治体などにおける事前準備を促す通知を発出し、指導体制づくりに努めているところでございます。以上でございます。

（経済産業省）

経済産業省です。資料の8ページを御覧ください。経済産業省では、熱中症対策の手段としまして、エアコンの活用が非常に重要だという風に考えてございます。適切に御利用いただけるように周知を図っているところでございます。具体的には、エアコンの設置修理につきましては、例年、6月以降の暑くなってから急激に増える傾向がありますことから、4月以降、SNS等も活用し、早期の点検支援・試運転実施の呼びかけを行っているところでございます。今後も引き続き、業界団体等とも連携いたしまして、適切なエアコンの利用方法の広報を通じて熱中症対策の推進を図ってまいります。以上です。

（国土交通省）

国土交通省でございます。資料の 10 ページ目を御覧いただきたいと思います。まず、国土交通省では緑化や水を活用した地表面被覆の改善に取り組んでいるところでございます。11 ページ目、御覧いただきたいと思います。仕組みの話でございますが、本年5月には都市緑地法の一部を改正し、都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定したところでございます。12 ページ目、御覧いただきたいと思います。こちらは建設現場における熱中症対策でございます。本年3月、工期に関する基準を改正させていただいております。資料中ほど、右側でございますが、工期の設定、見積りにあたり猛暑日における不稼働を考慮するということを明記させていただいているところでございます。今後とも省内で連携しながら進めてまいりたいと思います。以上です。

(観光庁)

観光庁でございます。資料はございませんが、観光庁では、インバウンド等に向けた熱中症予防行動等を促すための熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する災害時の情報提供アプリの活用等促進を行っているところでございます。このため、日本政府観光局である JNTO と連携した情報発信はもとより、令和4年3月より、一元的にデジタルで CIQ 手続きを行うことを可能とする「Visit Japan Web」においても利用促進を図っているところでございます。さらに、外務省とも連携いたしまして、各国大使館等への周知等行ってきたところでございます。引き続き、関係省庁とも連携して、さらなる周知を図り、インバウンドを含む観光客の安全・安心の受け入れ環境整備に努めてまいりたいと考えております。

(司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田)

ありがとうございました。これまでの内容につきまして、御参加の皆様から御意見等ございますでしょうか。関係府省庁様からの御発言はよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、閉会とさせていただきたいと思います。それでは、閉会の挨拶を滝沢環境副大臣から行います。

### 3. 閉会

(滝沢副大臣)

それでは会議の閉会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。本日は、各府省庁で、中症予防強化キャンペーンに基づいた取組が、連携して行われていることを確認でき、有意義な会議であったと思います。

引き続き、関係府省庁には、現場での取組の強化や、熱中症予防の普及啓発などを、積極的に行っていただきたいと思います。

また、環境省としては、今年4月から運用を始めた、熱中症特別警戒アラートや、

クーリングシェルターなどの取組を、しっかりと進めてまいります。  
熱中症対策は、国民の命と健康を守る、重要な施策でございます。実行計画の目標である、死亡者数の半減を達成するためには、何より、政府一体となった取組を、行っていく必要があるわけでございます。一層の皆様方の御協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会：環境省大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室長 永田）  
ありがとうございました。なお、本日の会議資料は、この後、環境省ホームページにおいて公開させていただきます。また、議論の概要につきましては、皆様に議事録をご確認いただいたのち、公表させていただく予定でございます。それでは、これを持ちまして第7回熱中症対策推進会議を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上